

# 事故情報について

---

令和4年4月1日～令和4年12月31日事故報告書受理分

# 資料の目的について

---

介護保険法に基づく省令等により、指定介護サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、家族や市町村に連絡を行うこととされております。

報告された介護事故情報を収集・分析・公表して、広く介護サービス事業所等に対し、安全対策に有用な情報を共有し、介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資することを目的としています。

**事故発生防止にご活用ください。**

徳島県介護保険事業者事故報告取扱要領及び報告様式の掲載場所

徳島市ホームページ > ♡健康・福祉 > 事業者向け > 介護保険事業者における事故報告について

# 事故件数

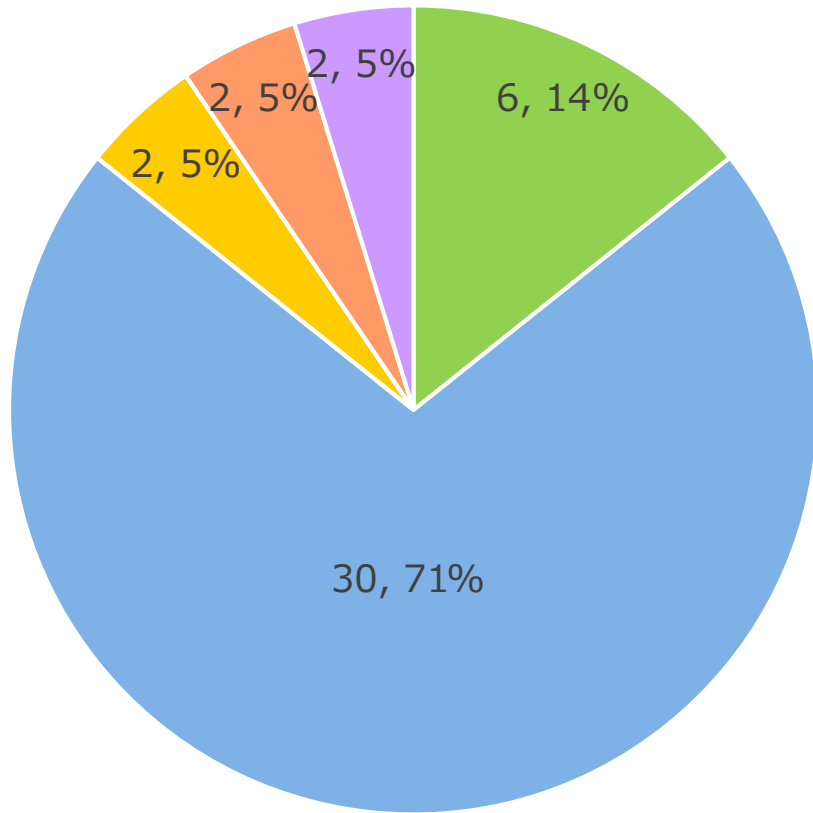
---

令和4年4月1日から同年12月31日までに  
事故報告書を受理した事故を集計

**4 2 件**

# サービス種別

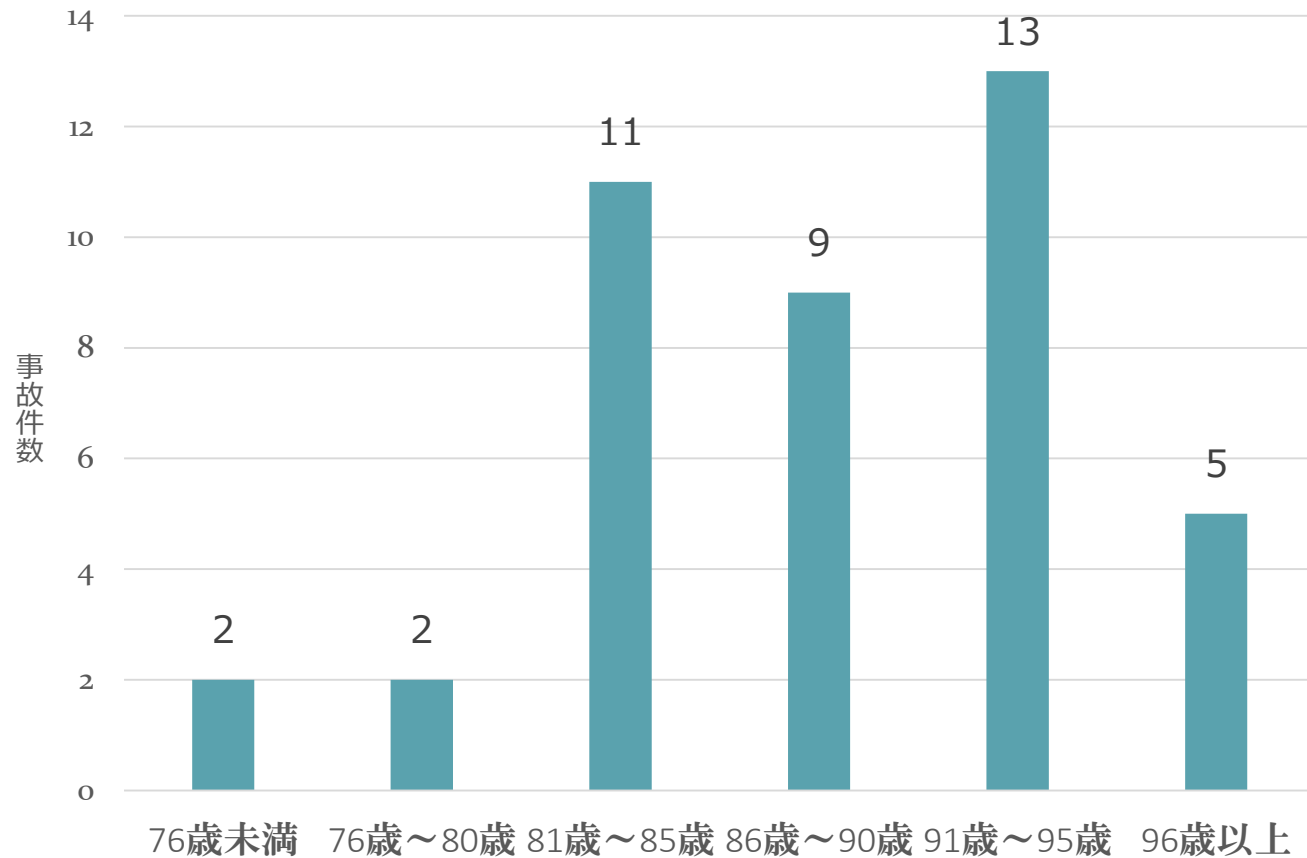
サービス種別は、認知症対応型共同生活介護が30件で最も多く、次いで地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が6件でした。



サービス種別	事業所数	件数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	6
認知症対応型共同生活介護	45	30
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0
地域密着型通所介護	29	2
認知症対応型通所介護	9	0
小規模多機能型居宅介護	11	2
看護小規模多機能型居宅介護	2	2
合計	106	42

# 年齢別

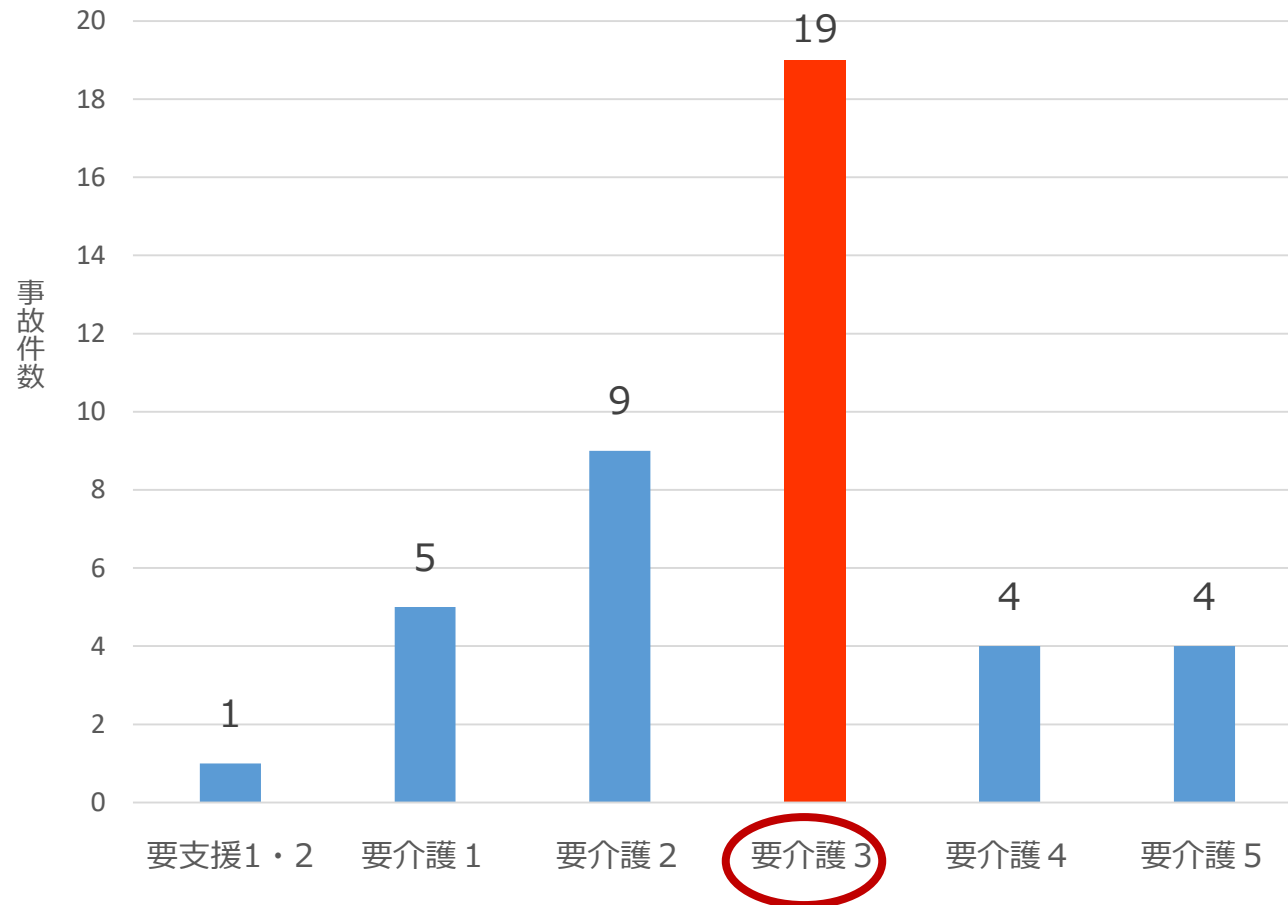
年齢別では、91～95歳が13件で最も多く、次いで81～85歳が11件でした。



年齢	事故件数
76歳未満	2
76歳～80歳	2
81歳～85歳	11
86歳～90歳	9
91歳～95歳	13
96歳以上	5
合計	42

# 要介護度別

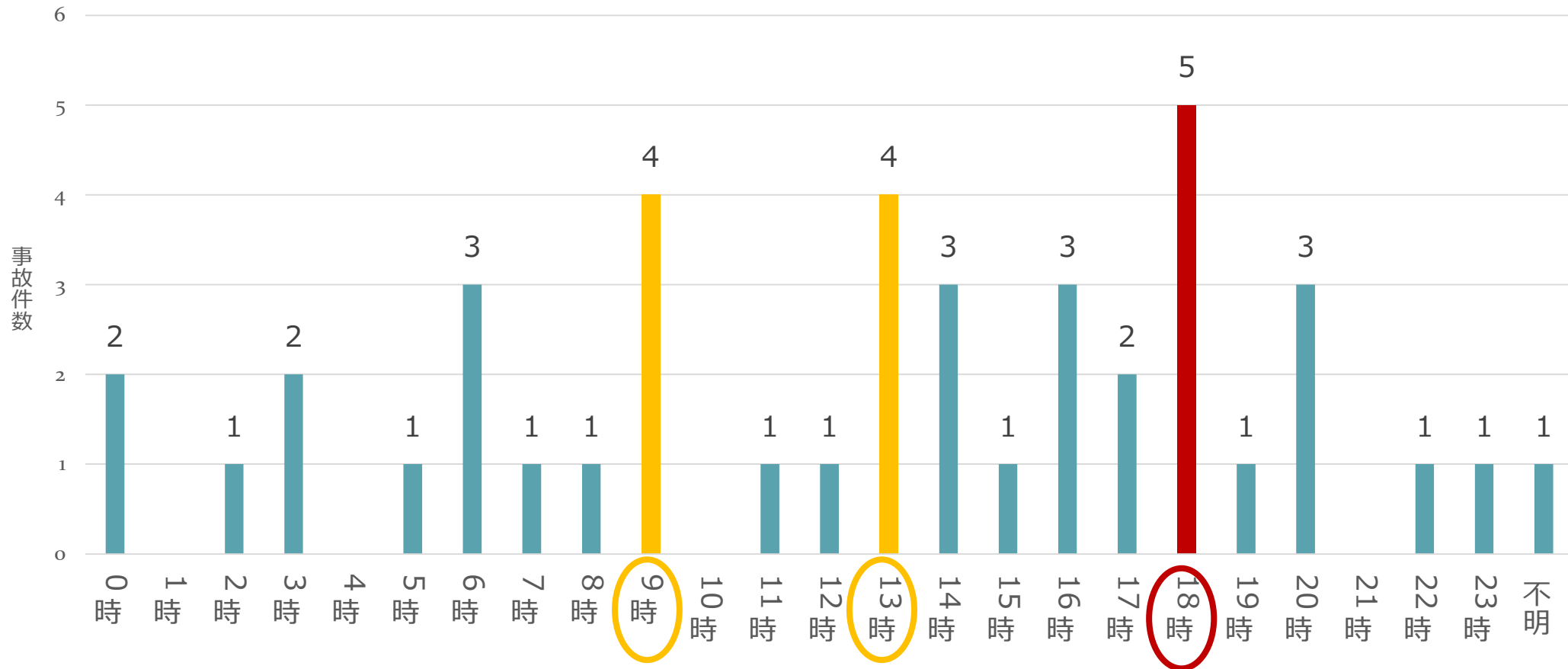
要介護度別では、要介護3が19件で最も多く、次いで要介護2が9件でした。



要介護度	事故件数
要支援1・2	1
要介護1	5
要介護2	9
要介護3	19
要介護4	4
要介護5	4
合計	42

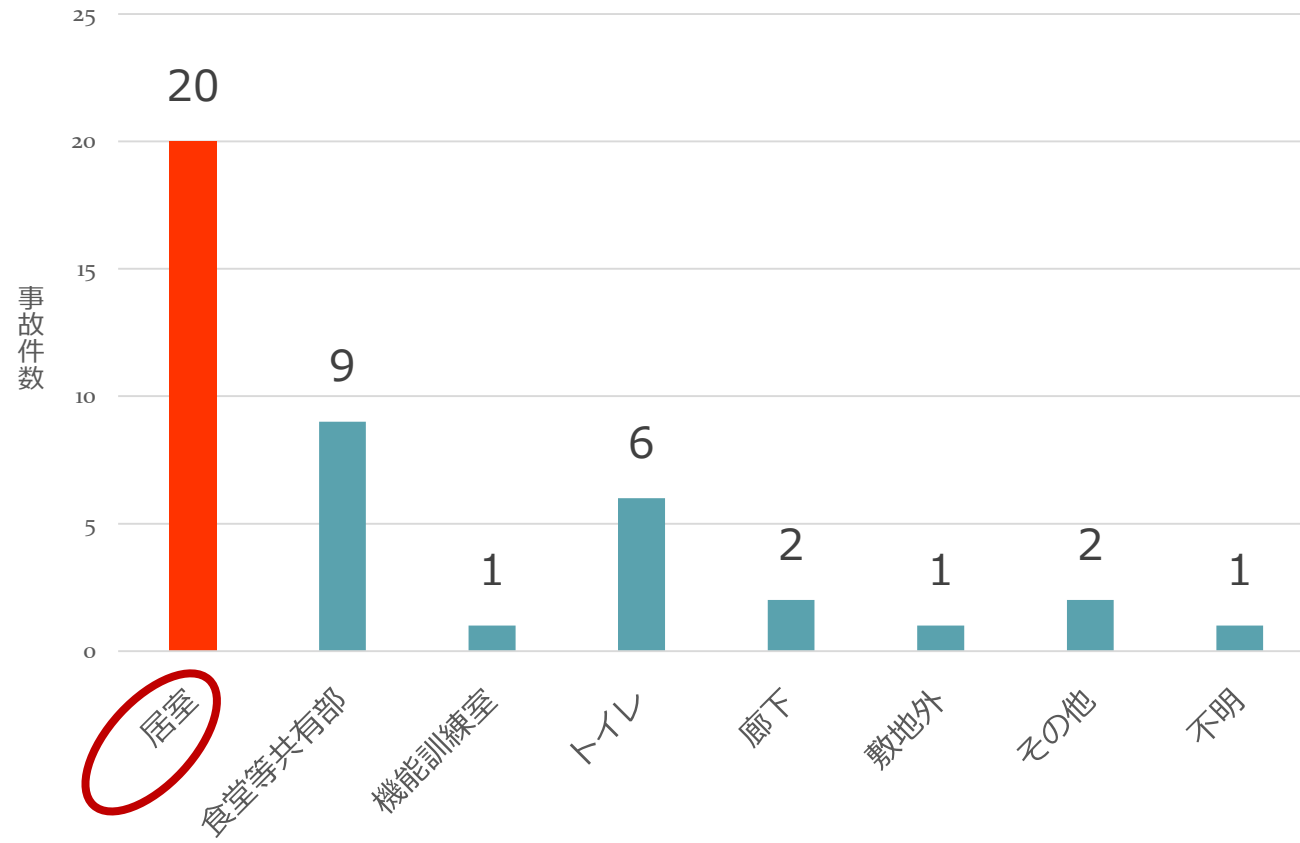
# 発生時間別

発生時間別では、18時台が5件で最も多く、次いで9時台・13時台が4件でした。



# 発生場所別

発生場所別では、居室が20件で最も多く、次いで食堂等共有部が9件でした。

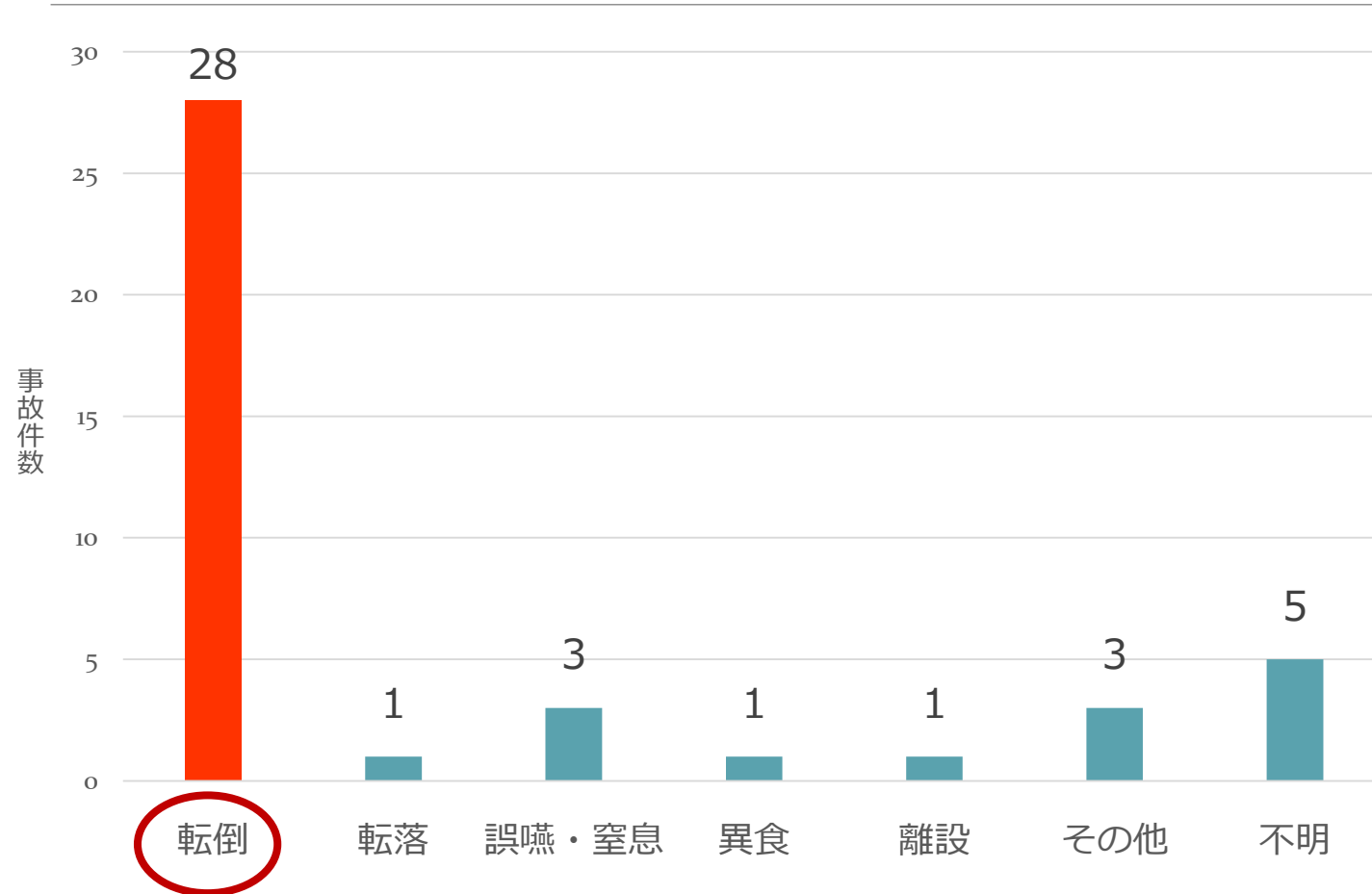


発生場所	事故件数
居室	20
食堂等共有部	9
機能訓練室	1
トイレ	6
廊下	2
敷地外	1
その他	2
不明	1
合計	42



# 事故種別

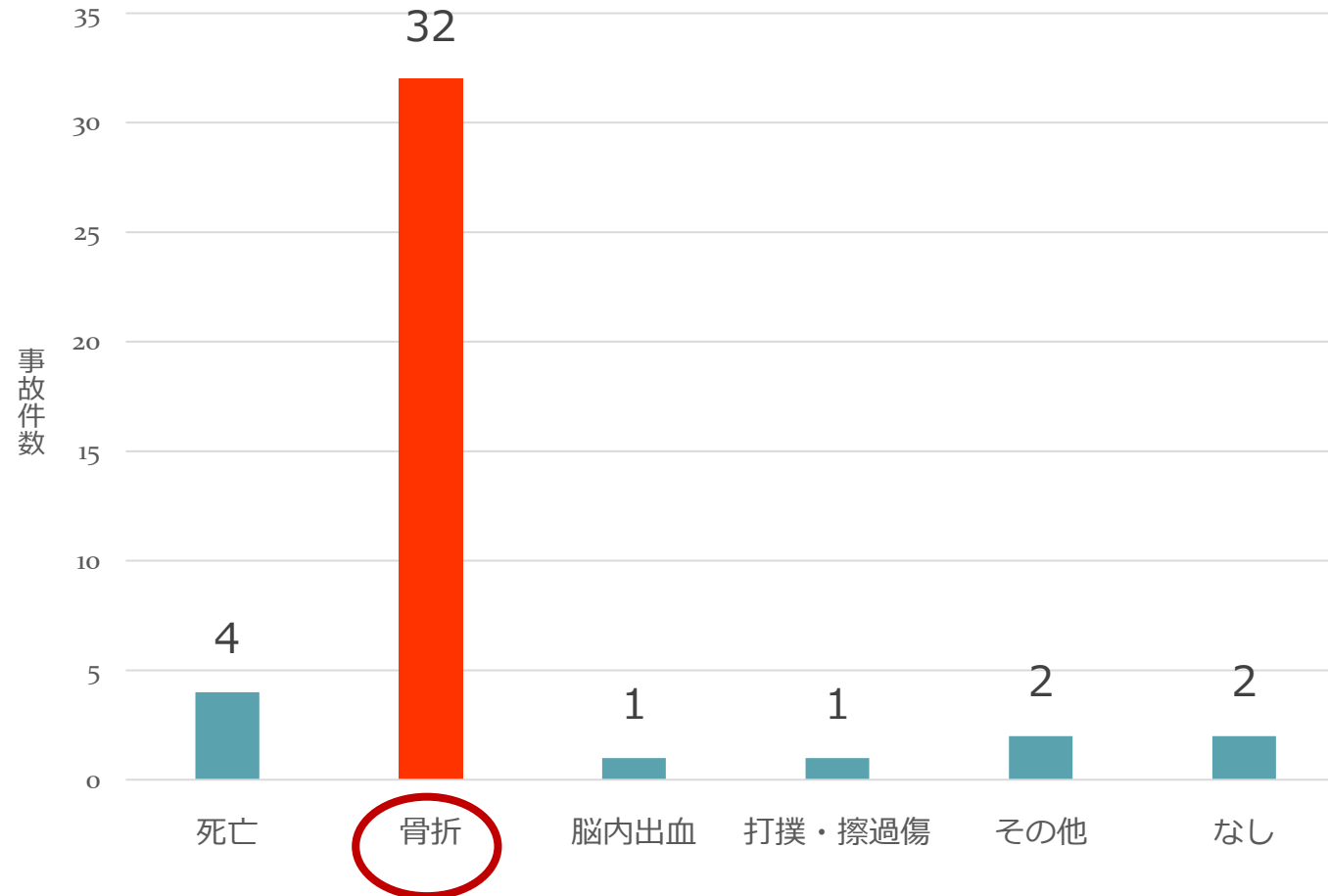
事故種別では、転倒が28件で最も多く、半数以上を占めています。



事故種別	事故件数
転倒	28
転落	1
誤嚥・窒息	3
異食	1
離設	1
その他	3
不明	5
合計	42

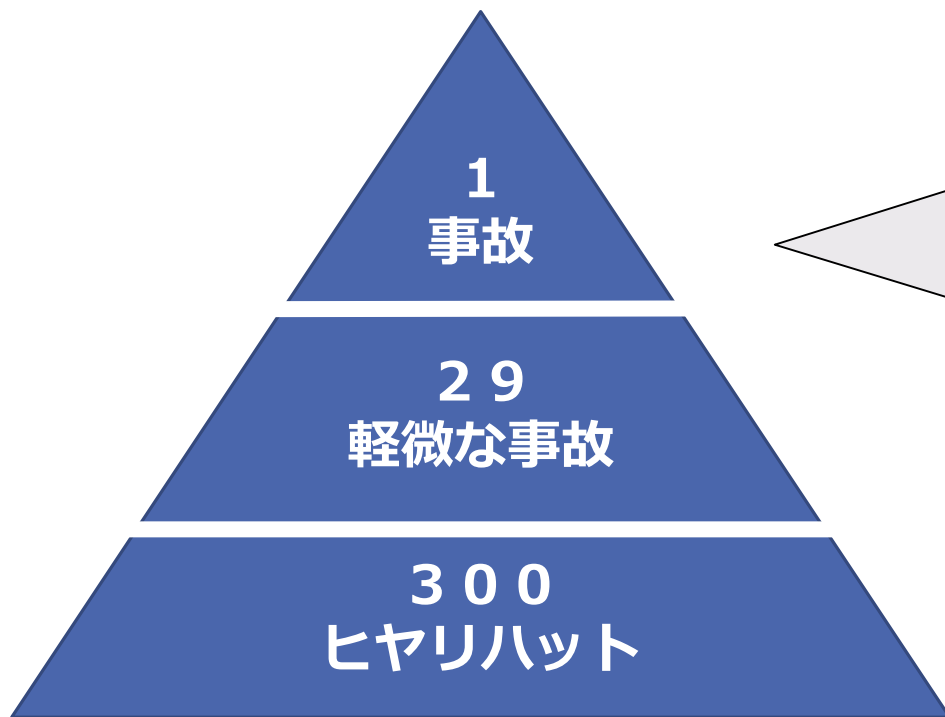
# 被害状況別

被害状況別では、骨折が32件で最も多く、半数以上を占めています。



被害状況	事故件数
死亡	4
骨折	32
脳内出血	1
打撲・擦過傷	1
その他	2
なし	2
合計	42

# リスクマネジメントについて



## 【ハインリッヒの法則】

1件の重大な事故の背後には、29件の軽微な事故があり、事故には至らなかったが職員が、「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験が300件もあるという法則です。

事故という事象の背景には、危険有害要因が数多くあるということであり、ヒヤリハット等の情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必要であるということです。

参考：厚生労働省 職場のあんぜんサイト

# 根拠 基準第3条の38

---

## 第1項

指定〇〇〇〇事業者は、利用者に対する指定〇〇〇〇の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

## 第2項

指定〇〇〇〇事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

## 第3項

指定〇〇〇〇事業者は、利用者に対する指定〇〇〇〇の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

# 解釈通知 留意事項

---

①

利用者に対する指定〇〇〇〇の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定〇〇〇〇事業者が定めておくことが望ましいこと。

②

指定〇〇〇〇事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

③

指定〇〇〇〇事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。